

平成27年度 第1回
千葉市自転車等駐車対策協議会

平成27年10月28日（水）

千葉市建設局土木部自転車対策課

平成 27 年度第 1 回千葉市自転車等駐車対策協議会

日 時 平成 27 年 10 月 28 日（水）
午後 2 時より

場 所 （一財）道路管理センター千葉支部会議室

次 第

1 開 会

2 土木部長挨拶

3 議 題

（1）千葉市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の改正について（報告）

（2）平成 28 年度新規開設・廃止予定の自転車駐車場等について

（3）第 2 次千葉市自転車等の駐車対策に関する総合計画（案）について

（4）その他

4 閉 会

	午後 2 時 0 0 分 開会
保科主査	ただ今から「平成 27 年度第 1 回千葉市自転車等駐車対策協議会」を開会させていただきます。 本日は、委員の皆様にはご多忙のところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。 まず、本日の会議は公開といたします。 傍聴される方は、お配りした傍聴要領をお守りいただき、会議の進行にご協力をお願いいたします。 会議に入ります前に、「千葉市自転車等の放置防止に関する条例施行規則」第 18 条第 6 号により、委員の過半数が出席しておりますので、本協議会は成立しておりますことを報告いたします。 会議の開催に先立ちまして、土木部長の佐藤よりご挨拶申し上げます。
佐藤 土木部長	(部長挨拶)
保科主査	ここで、委員の変更がございましたので、報告させていただきます。 千葉市町内自治会連絡協議会様、千葉市青少年育成委員会会長会様、京成電鉄株式会社鉄道本部計画管理部計画担当課長様におかれましては、それぞれ平成 27 年 4 月 23 日、平成 27 年 6 月 3 日、平成 27 年 7 月 17 日付異動がありましたので、「千葉市自転車等の放置防止に関する条例」第 19 条第 3 項の規定に基づきまして、報告いたします。 新委員は、千葉市町内自治会連絡協議会・理事 小西 啓治 委員、千葉市青少年育成委員会会長会・会計 小川 稲子 委員、京成電鉄株式会社鉄道本部計画管理部計画担当長 林 祐悟（ハヤシ ユウゴ）委員です。 任期は前任者の残任期間とし、平成 28 年 6 月 6 日まででございます。それでは「千葉市自転車等の放置防止に関する条例」第 19 条第 3 項の規定に基づきまして市長より本協議会委員を委嘱させていただきます。 なお、委嘱状ですが、本来は委員の皆様に個々に交付させていただくところですが、会議時間の関係上、大変失礼とは存じますが、お手元のクリアファイルにてあらかじめ机の上に置かせていただいておりますので、ご査収いただきますようお願い申し上げます。 また、本日もご出席いただきました委員のご紹介につきましては、お配りした出席者名簿と席次表をもって代えさせていただきます。

榛澤会長	ここで、お配りした出席者名簿の役職名に誤りがございましたので、訂正をお願いいたします。千葉市町内自治会連絡協議会・小西委員ですが、副会長となっておりますが、正しくは理事となります。また、千葉市青少年育成委員会会長会・小川委員ですが、会長となっておりますが、正しくは会計となります。 なお、千葉都市モノレール株式会社 木内 淳爾委員につきましては、本日所用のため、加藤 良生様に代理出席していただいております。 また、一般社団法人千葉県バス協会 花崎 幸一委員、千葉商工会議所 古谷 晴美委員につきましては、本日所用のため欠席となっております。 続きまして、事務局職員を紹介いたします。 (事務局職員紹介) それでは、会議をはじめさせていただきます。 議事に入ります前に、お手元の資料のご確認をお願いいたします。 会議次第、出席者名簿、席次表、各議題の資料、参考資料として、黄色い表紙の冊子「千葉市自転車等の駐車対策に関する総合計画」、「千葉市自転車等の放置防止に関する条例及び同施行規則」、「平成２８年度分指定自転車駐車場（有料）定期利用事前受付（一次募集）のお知らせ見本」をお配りさせていただいております。 よろしいでしょうか。 議事に移らせていただきますが、施行規則第５項により、議長は会長が務めることとなっております。 それでは、よろしくお願いいたします。 皆さん、こんにちは。お忙しいところ、お集まりいただきありがとうございます。規定により議長を努めさせていただきます。この協議会は鴻崎副会長さんをはじめ、委員の皆様のご協力をいただき、議事を進めて参りたいと存じますのでよろしくお願いいたします。 それでは、会議次第に従いまして進行させていただきます。 議事に入ります前に、議事録署名人を指名させていただきます。 千葉市女性団体連絡会の杉本委員と、千葉市子ども会育成連絡会の田原委員をお願いいたします。どうぞ、よろしくお願いいたします。 それでは、議題(1)千葉市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の改正について、事務局より説明をお願いします。 なお、質疑は説明後に行います。
-------------	---

角田主査	議題(1)について、資料により説明。
榛澤会長	ありがとうございました。 今、お話がございましたように、どういう改正かという、定期利用事前受付における納付書払い導入に伴う身分証明書類の提示を一部廃止するという、平成27年11月1日から施行します。次に、定期利用者による不正利用に対して利用の承認を取り消しする措置、定期利用の年間契約を途中で取り消しする場合の還付金額の算定方法の改正、移動した自転車等の保管期間の変更についてですが、3件とも平成28年4月1日施行となります。という報告でございました。 何かご質問などございますか。 今後、こういうことを行っていきたいという報告になりますので、よろしいですね。 [異議なしの声]
榛澤会長	ありがとうございました。 では、議題(1) 千葉県自転車等の放置防止に関する条例施行規則の改正について、当協議会として了承します。
榛澤会長	では、次に、議題(2)平成28年度新規開設・廃止予定の自転車駐車場等について、事務局より説明をお願いします。 なお、質疑は説明後に行います。
保科主査	議題(2)について、資料により説明。
榛澤会長	ありがとうございました。 議題(2)は、平成28年度新規開設・廃止予定の自転車駐車場等についてということですが、今の説明は、自転車駐車場の新設の所は、都賀駅第7、第8でP. 2に位置図があります。仮称の名称の所は、整備するということで、平成28年4月1日から供用開始予定です。次に、自転車駐車場の廃止につきましては、P. 4にある千葉寺駅第5、P. 5にある菅田駅第6で、平成28年3月31日で廃止する予定です。それから、管理棟の廃止につきましてはP. 6の千葉駅北口第2です。最後に、定期利用の新設ですが、P. 4の千葉寺駅第3になります。 以上になりますので、よろしいでしょうか。 何かご質問などございますか。 ご発言の際は、挙手をお願いします。

鈴木委員	質問があります。 私共で設置している駐輪場の名称の付け方は、ケースバイケースで行っております。この都賀駅周辺の位置図を見ると、都賀駅第3は二つ有って、若干距離が離れていると思われませんが、同一名称にされた理由は何ですか。
保科主査	都賀駅第3自転車駐車場につきましては、線路沿いの細長い駐輪場は定期利用の駐輪場になります。もう一つの駐輪場の方は、一時利用専用の電磁ロック式ラックを使った路上の駐輪場で、定期利用とは離れた型で運用ができるということで、名称は新たに付けても良かったのですが、駅に近い駐輪場の一つとして、第3自転車駐車場としました。
鈴木委員	分かりました。 あと、もう一つ質問があります。都賀駅第6自転車駐車場は廃止されたということでしょうか。
保科主査	申し訳ございません。都賀駅第6自転車駐車場の表示が抜けてしまっております。美しの森公園の上の所が、都賀駅第6自転車駐車場となります。現在、供用されております。
鈴木委員	ありがとうございました。分かりました。
榛澤会長	ただ今のは、モノレールの下ので、電磁ロック式ラックの駐輪場になっております。 議題(2) 平成28年度新規開設・廃止予定の自転車駐車場等について、特にご意見など無ければ、当協議会として了承することよろしいですか。 [異議なしの声]
榛澤会長	ありがとうございました。 ここで、議題(3)に入ります前に、事務局でスライドの準備があるようですので、10分ほどの休憩をはさみたいと思います。 (10分休憩)
榛澤会長	みなさんお揃いようですので、議題(3)第2次千葉市自転車等の駐車対策に関する総合計画(案)についてに移ります。 この内容について、事務局より説明をお願いします。

	なお、質疑は説明後に行います。
小川課長	次の議題に移る前に、土木部長の佐藤ですが、この後、別の会議が控えておりますので、中座させていただきました。ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
榛澤会長	分かりました。 では、説明をお願いします。
保科主査	議題(3)について、スライド・資料により説明。
榛澤会長	ここで一度、今までの説明に対しての質問はございますか。 これまでの説明はほんの一部で、例えば、今、都賀駅では、駅前の銀行も駐輪場を作りました。他にも商店街の方も中央通りに作るということで、結構、民間事業者による整備も行われているということを加えさせていただきます。 何か他にございますか。
小林委員	JR の小林でございます。 平成 17 年度からの千葉市の取組を説明していただき、放置台数が 15,000 台から 1,500 台に減少という、大変大きな成果が上がっていると思っております。 資料 P. 3 に鎌取駅の駐輪場整備前後の写真が有りますが、整備後の写真だとだいぶ放置自転車が減っているということが分かりますが、整備前の写真は駐輪場ではなく、正に放置されていた状態ということなのでしょう。
保科主査	この写真の場所は、鎌取駅南口に繋がる遊歩道なんですけど、遊歩道のままにしておくと、このような形でまるで駐輪場のごとく利用されていた状況でした。放置を禁止にするにも、駐輪場の整備が必要で、駐輪場を整備しない限り、放置禁止区域にはできず、また、鎌取駅周辺には遊休地もなかったため、やむを得ず、遊歩道上に整備するという選択だったと思われます。 こういった広い遊歩道を駐輪場として活用を図ろうということで、遊歩道の一部を駐輪場として整備し、なおかつ、放置禁止区域をかけることにより、乱雑な放置が解消できたといった事例の説明になります。
榛澤会長	駐輪場整備前は放置禁止区域にかかってなかったのですか。駐輪場を整備し、放置禁止区域を設定して、整備後のようになったということですね。

小川課長	平成１７年度時点は私共建設局が引き継いだ時点のものです。で、放置禁止区域はかかっておりましたが、自転車駐車が少ないため、撤去ができなかったということです。
榛澤会長	皆さん、ご存じでない方もいらっしゃると思いますが、以前は放置自転車等の担当部署は市民局の交通安全課でした。そこから建設局に所管が移り、整備を進め、自転車駐車が出来てきました。
小川課長	今、会長から説明がありましたように、平成１６年度までは市民局の交通安全課で駐輪場等の業務を担当しておりました。ただ、放置対策は市民局で、駐輪場を作る業務は建設業務になるため、私共建設局が駐輪場を作るということは昔からやっておったのですが、放置対策と駐輪場整備を一元化するという事で、平成１７年度に建設局の所管になりました。先ほど、委員の方からお話ございましたけれども、整備前後の自転車の数がだいぶ違うという印象があると思いますが、この時点では、自転車対策の放置自転車撤去の回数が少なく、こういう所に置かれてしまいました。で、そこに置けるならば、本当は歩いて駅まで行けるのだけれども自転車の方が楽だから、自転車で来て、ここに置いて、電車で出かけていくという方がいたのではないかと思います。 実はイオンさんの方でも駐輪場を作ってくれました。で、私共の方でも料金を徴収する駐輪場を作ったということです。
榛澤会長	それは自転車ラックですか。
小川課長	はい。 イオンさんも通勤・通学の方に駐輪されないように買い物客専用の駐輪場を作りました。千葉市で通勤・通学の方のための駐輪場を整備しました。お金を払うならば、歩いて行こうという人が増えたということも事実だと思います。今までは駅前に無料で駐輪していたから自転車の方が楽だという人が乗ってきてしまったということもあったでしょう。今はもう歴然と放置台数が違いますので、そういう面でも反映してきて、放置自転車が減ってきたと考えております。
榛澤会長	ありがとうございます。 このスライドの資料に平成２７年度と入っていますが、いつ位ですか。
小川課長	これは、平成２７年６月の調査結果になります。
榛澤会長	その上の計画と実績の所にあるＨ２７．３末予定とあるのは、Ｈ２８．３末予定

	でよいのですか。
保科主査	はい。そこは誤りですので、H 2 8 . 3 末予定に修正してください。
榛澤会長	では、これについてはよろしいですね。他に何かございますか。無いようであれば、続きの説明をお願いします。
保科主査	はい。それでは引き続き説明させていただきます。 資料により説明。
榛澤会長	ここで、課題を説明していただきました。それに対しての具体策は右側の欄に表示してあります。 本日は時間も少なくなって参りましたので、基本的なことはこれでよいか、他にもこういう問題があるというような事を確認しようと思います。それ以外の細かい内容につきましては、事務局の方に各々問い合わせてもらおうという風にまとめたいと思いますが、いかかでしょうか。 [異議なしの声]
榛澤会長	では、そうさせていただきます。
水越委員	今日のように短時間に内容がたくさんあるのであれば、事前に資料を送ってくれた方が良かったと思います。
榛澤会長	そうですね。今日は皆さんに認識を深めてもらうために事務局から説明していただきました。これを持ち帰り、何かあれば質問していただきたいと思います。そういう意味もあり、次回は11月末の開催を予定しています。次回、さらに具体的に審議していただくということでもあります。ですので、皆さんには疑問点があればどんどん質問していただきたいと思います。 質問は11月上旬位までをお願いしたいと思います。それで、11月末には協議会を開催したいと思います。 どうしてもここで言っておきたいことはありますか。
田原委員	課題があつて具体的にこうなるという説明でしたので我々もある程度は分かりました。ご意見をということであれば、もう一度よく読んで、これはおかしいと思う所について指摘すればよいということですよ。

保科主査	そうです。そうしていただけると非常に助かります。
榛澤会長	ということでいかがでしょうか。
鈴木委員	はい。質問・ご意見はどなた宛にすればいいですか。
保科主査	私共、企画整備班宛に送っていただきたい。メールでも電話でもどちらでも結構です。後程、メールアドレスをお配りします。
榛澤会長	他に何かございますか。
小川課長	大変申し訳ございません。私共の準備が少し遅れてしまい、おっしゃるとおり、本来なら資料を事前にお渡しして見てきていただいてご意見をいただくということが正しい段取りだと思います。その辺のところはお詫び申し上げます。 できれば、具体的な取組内容につきましては後程ご意見をいただければよろしいのですが、基本方針を今回七つから六つにすることに対してこれで良いかどうかのご意見をいただければと思います。 この基本方針に基づいて今後、また、基本方針に対する具体策を確定して、11月末の協議会で皆さんに見ていただくことになるのですが、今回これが決まらないとその作業に入れないということになりますので、この六つの基本方針が妥当かどうかの判断だけでもしていただきたいと思います。
榛澤会長	事務局からの提案ですが、この議題(3)の基本方針について何かありますか。
清水委員	はい。清水と申します。 基本方針6の所で変更の部分の「子供」を「児童（13歳未満）」に置き換えるのはこれで構わないと思いますが、「効果的な教育・啓発方法の検討・実施」という所の「教育」という部分が落ち、なおかつ、「啓発方法の検討・実施」という部分も落ち、「啓発活動の連携強化」というようになっておりますが、それはなぜなのでしょう。
小川課長	今年に入りまして、文部科学省から今後、自転車のルールは教育の中で行うという説明をなさいのご指導をいただいているため、連携を強化するということで、「教育」という文言を無くしましたが、引き続き入れた方が良いということであれば、再度検討したいと思います。

保科主査	我々からのアクションということではなく、どちらかというと連携ということで取組みたいということから連携強化としたものです。
田原委員	今後、教科書にマナーについて載るんですよね。教科書に載れば、ルール・マナーは浸透すると思われます。
小川課長	それを受けまして、大変申し訳ないのですが、自転車対策課で主体的に動くということではないため、連携強化ということにしました。これが「教育」という言葉を抜かすことにした経緯です。
清水委員	分かりました。
榛澤会長	他にありますか。無いようですので、議題(3) 第2次千葉市自転車等の駐車対策に関する総合計画（案）の基本方針について、当協議会として了承することよろしいですか。
	[異議なしの声]
榛澤会長	ありがとうございました。
	では、議題(4)その他についてに移ります。 この内容について、事務局より説明をお願いします。 なお、質疑は説明後に行います。
保科主査	議題(4)について資料により説明。
榛澤会長	ありがとうございました。何かご質問などございますか。 ご発言の際は、挙手をお願いします。
	特にご意見は無いようですので、議題(4) その他について、当協議会として了承することよろしいですか。
	[異議なしの声]
榛澤会長	ありがとうございました。

小川課長	以上を持ちまして、本日の議題は全て終了いたしました。 委員の皆様方から活発なご意見をいただき、会議は有意義であったと思います。 事務局には、本日の成果を今後の事業に反映し、条例の目的である「市民の生活環境の保全と都市機能の維持」を図ることを達成していただきたいと願っております。 本日、ご出席いただきました委員の皆様には長時間にわたり熱心なご意見をお聞かせいただきまして誠にありがとうございました。 皆様方のご協力に感謝申し上げます。 これで議題を全て終了いたしましたので、事務局のほうに進行をお返しします。 今年度から駐輪場の利用料金の支払いが納付書払いになった関係で、今まで12月から受付開始だったのが、今年度から11月からとなりました。今年度は11月1日は日曜日のため、11月2日から受付開始となります。これを市民の皆様配布開始するのは11月2日からとなるため、今回資料としたものはあくまで見本にすぎず、実際の申込みには使用できないことをお知らせします。 また、お手元にメールアドレスをお配りしました。1週間位を目途に、ご意見があれば連絡をいただきたいと思います。よろしくお願いします。
榛澤会長	次回の11月末というのはいつ頃予定していますか。
小川課長	11月30日の週としたいと思います。後日、再度連絡をいたします。
保科主査	これを持ちまして、「平成27年度第1回千葉県自転車等駐車対策協議会」を閉会させていただきます。
	なお、第2次千葉県自転車等の駐車対策に関する総合計画（案）につきましては、11月末頃に引き続きご審議いただきたく、よろしくお願い申し上げます。
	本日は、長時間にわたり、ありがとうございました。
	午後4時00分 閉会

上記、会議録は、事実と相違ないことを確認し、ここに署名押印する。

議事録署名人

会長 _____ 印

委員 _____ 印

委員 _____ 印